



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和7年7月23日（水曜日） 午後3時～午後4時		
場 所	本庁舎5階 会議室5－2		
出 席 委 員 名	川 中 尚（教育長） 八頭司 めぐみ 橋 本 陽 生（職務代理者） 狩 野 理恵子 佐 野 恵理子		
委 員 を 除 く 出 席 者 の 職 ・ 氏 名	部 長 久 保 豪 次 長 渡 邊 晋 こども未来課長 高 橋 洋 貴 子育て支援課長 成 田 孝 一 子育て支援課総括園長 矢 田 真 弓 学校教育課長 家 村 聡 一 学校教育課主幹 田 原 麻 衣	学校教育課主幹 市 村 誠 文化財課長 田 制 亜紀子 教育支援センター所長 安 達 里 香 図書館長 小 坂 富美子 図書館課長補佐 大 村 昌 義 南ヶ丘教育集会所主幹 梶 野 尚 史 こども未来課 渡 辺 智 成	

1. 開 会

2. 報 告 事 項

- (1) 就学前施設における紙おむつ等納入業務委託について (子育て支援課) ※資料1
(2) 令和7年度スタディサポート事業（鳩嶺教室）について (学校教育課)
(3) 中学校における熱中症対策について (学校教育課)
(4) 八幡市立小学校・中学校における通話録音装置の設置
及び運用に関する取扱要領について (学校教育課) ※資料2
(5) 令和6年度図書館年報について (市民図書館) ※資料3

3. 議 題（協議事項）

- (1) 八幡市の教育行政について

4. その他

- ・ 園、学校訪問について

5. 配付資料

- ・ 6月議事録（写し）

6. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：9月17日（水）午後3時から

場所：本庁舎5階 会議室5－2

※学校訪問先

南山小学校 （10：00）

八幡小学校 （11：30）



	内 容
[教 育 長]	1. 開 会 それでは、令和7年7月度の定例教育委員会を開催いたします。 2. 報 告 事 項 2. 報告事項をお願いします。 （1）就学前施設における紙おむつ等納入業務委託について」、事務局より報告願います。 子育て支援課。
[矢田総括園長]	就学前施設における紙おむつ等納入業務委託についてご報告いたします。資料1をご覧ください。 事業の概要といたしましては、保育園等を利用する子どもが使用する紙おむつ等を各園に直接納入し、その費用を市が全額負担することにより、保護者の手間と経済的負担を軽減するとともに、保育士による個別管理や補充確認等の業務負担の軽減を図るものでございます。写真をご覧ください。こちらは導入前の様子です。 導入後のメリットといたしまして、保護者にとりましては、自宅でおむつを準備しボックスに補充する手間が解消、おむつ代にかかる経済的負担が軽減され、保育士にとりましても、共通ボックスから必要枚数を使用するということになり、園児一人ひとりの在庫管理が不要になるといった効果を見込んでおります。 次にこの間の実施状況です。令和7年7月7日（月）に業者選定にかかるプロポーザルを実施いたしました。選定結果は、参加業者4社中、花王グループマーケティング株式会社を選定いたしました。当初予算：10,000千円としておりましたが、提案額は8,119,603円となっております。 選定業者の特徴といたしましては、自社製品を使用しており、災害時等の在庫確保に強みがあり、専用の発注システムにより、園ごとにメール不要で簡便な発注が可能となっております。発注方法、納品スケジュール、駐車スペースの確認等、事前説明は園ごとに業者が実施いたします。また、おむつ1枚あたり単価が安価といった特徴がございます。 対象施設といたしましては、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び広域入所協定を締結する市外の認可保育所としております。 最後に今後の予定といたしまして、本事業は令和7年9月（2学期）より運用を開始する予定としております。以上でございます。
[教 育 長]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。
[狩 野 委 員]	どうもありがとうございます。保護者負担、先生の負担が大きく軽減されるのだと強く思いました。不適切保育が最近、様々なところで問題になっています。本日、園訪問をさせていただいたときに川中教育長より、先生方のゆとりが大きく保育に影響するとお話されておりました。紙おむつを個別管理や補充確認等を行うと先生方に負担がかかっていたと思います。そこが今回の取り組みで軽減することにより、少しでも先生方がゆとりを持って保育に携わることが大事なことだと思います。このような取り組みから始めて先生方が事務作業に追われることなく、子どものために笑顔になれる時間を沢山確保していただけたら嬉しいという感想を持っております。よろしくお願いいたします。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。
[市 村 主 幹]	次に、（2）「令和7年度スタディサポート事業（鳩嶺教室）について」、事務局より報告願います。学校教育課。 令和7年度スタディサポート事業（鳩嶺教室）についてご報告申し上げます。 前回報告いたしましたように、令和7年6月1日以降の申請分から就学援助制度の算定基準を変更したことにより、スタディサポート事業（鳩嶺教室）受講審査基準につきましても、同様に改定することといたしました。変更に伴い、今年度、所得基準を超えているため受講できなかった児童生徒の希望者について、新しい基準で改めて審査しましたところ、小学生が希望者19名の内3名、中学生が希望者18名の内6名が新たに受講することが可能となりました。小学生は2学期から受講スタート、中学生は随時受講を開始しております。



[教 育 長]	以上、ご報告いたします。 ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。 就学援助の基準が変わったので、その基準に合わせて再度スタディサポート事業を見直したということでございます。それにより多くの子ども達が参加出来るようになったのは、良いことだと思っております。
[田 原 主 幹]	次に、(3)「中学校における熱中症対策について」、事務局より報告願います。学校教育課。 中学校における熱中症対策についてご報告申し上げます。 近年、温暖化が進み気温が 30 度を超える時期が早まり、期間も長期にわたっています。今年度においては6月中旬から 30 度を超える気温となっています。
[教 育 長]	本市では登下校時の熱中症対策として、学校と連携し、日傘やクールタオル、冷却パックなどの使用を推奨しているところですが、市内小学校に通う児童の保護者より、ホームページの問い合わせに、熱中症対策として学校に冷蔵庫等の設置の要望があり、校長会において冷蔵庫等の設置について、意見のとりまとめを依頼しました。小学校ではウォータークーラー設置が効果的、また、各中学校長から製氷機を設置するほうが熱中症対策だけでなく多用途に使えるとの意見でありました。 既に令和7年度予算が成立しており、小学校での対策は困難でありますことから、まずは学校教育課予算内で対応が可能である、4 中学校へ貯氷量約 23 kgの製氷機を 10 月の体育大会までの約 3 カ月試行導入し、効果を実証することといたしました。なお、効果を踏まえ次年度以降の対策を検討してまいります。以上、ご報告いたします。
[橋 本 委 員]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。 熱中症については常々、学校教育でどのように対応されているのかと心配しております。 現在、対策の面で学校の要望に応じて動いていただいていることについて非常に有難いと思っております。昨年度も暑かったですが、今年の暑さはより早く、いつまで続くのかと、この先ピークはどこにあるのかと。小学校、中学校でこの暑さに対して、外での授業や行事等について大きな変更があるのであれば教えていただきたいと思います。
[渡 邊 次 長]	大きな行事の変更という部分では、毎年、9 月に運動会、10 月に文化的な発表をしておりましたが、行事を入れ替えまして、この暑い時期の 9 月には教室で出来る合唱コンクールの練習をして、少し暑さが和らいできた 10 月に運動会を実施しております。 各校には体育館にエアコンが設置されていますので、小学校ですと WBGT（暑さ指数）が 31 を超えている場合はグラウンドでは体育の授業を実施せず、エアコンの効いた体育館での運動とするとしております。中学校現場では部活動もありますので、WBGT（暑さ指数）が 31 を超えたら外で活動しないということは徹底出来ておりませんが、この夏の暑い時期でいいますと、早朝に練習を開始し、気温が上がる日中の時間帯は外で活動しないという対策でこの夏休み部活動等を行っているところでございます。
[橋 本 委 員]	体育の授業を暑い時期はエアコンの効いた体育館で実施していると。外ではなく体育館運用で授業は回っているということですね。ありがとうございます。
[教 育 長]	今年から全小学校でスイミングは屋内の施設で実施させていただいていることは暑さ対策として非常に大きいかと思っております。また、さくら小学校では、くずは男山スイミングスクールまで歩いて行っていたのですが、歩く道中が非常に暑いということで、事務局が対応しまして、低学年については、現在バスを利用しております。 体育館は全校エアコンが設置されておりますので、対策としては非常にいい状況かと思っております。 他にご質問等はございませんか。 次に、(4)「八幡市立小学校・中学校における通話録音装置の設置及び運用に関する取扱要領について」、事務局より報告願います。学校教育課。 八幡市立小学校・中学校における通話録音装置の設置及び運用に関する取扱要領についてご報告申し上げます。 6 月定例教育委員会において、小学校 2 校、中学校 2 校に 2 学期から通話録音装置の試行運



	用を開始する旨、報告をさせていただきましたが、8月5日から、くすのき小学校、8月6日から、南山小学校、男山第二、第三中学校で通話録音装置の試行運用を開始します。このため、通話録音装置の運用に関し、「通話録音装置管理者、通話録音装置管理取扱者の設置」、「通話録音装置の設置、目的、運用方法等を各校ホームページでの公表」、「個人情報の保護に関する法律、本市の条例の遵守」、「14日間の通話記録の保存及び廃棄」、「目的外利用及び外部提供者の制限」など必要な事項を定める必要があるため、八幡市立小学校・中学校における通話録音装置の設置及び運用に関する取扱要領（案）を作成いたしました。教育委員の皆さまにご意見をいただいたうえで、8月5日に本要領を試行したいと考えております。 以上、ご報告いたします。
[狩 野 委 員]	ありがとうございます。以前、訪問させていただいた小学校の校長先生から、保護者から電話があると1時間以上対応することもあるとお聞きして、このような取り組みを通じて先生方の精神的な負担を減らす為にも通話録音装置の設置は非常に有効だと思いました。 私自身、現場におりましたときに、電話での保護者対応で大変な経験もしましたので、このような対策が学校の負担を減らす一因になると思いますので、早いこと進めていただきたいと思います。また、学校の関係者だけでなく、広く八幡市の市民の方々にお知らせし、ご理解をいただいて、少しでも学校の負担を減らせるようお願いいたします。
[教 育 長]	市民の方への周知も必要だと考えておりますので、ホームページ等含めて対応をしていきたいと思っております。 他にご質問等はございませんか。
[大村課長補佐]	次に、(5)「令和6年度図書館年報について」、事務局より報告願います。市民図書館。令和6年度図書館年報について、ご報告申し上げます。資料3をご覧ください。 最初の見開きのところに、令和6年度の事業の概要をまとめておりますので、ご覧ください。 令和6年度の年間貸出冊数は、480,696冊で、市民一人当たり、7.03冊の図書等の資料が貸し出されたこととなります。また、1年間に1回以上図書等の貸出しをされた利用者の数は、5,999人で、市民の8.8%の方が図書館の資料を利用されました。 自動車文庫の運行につきましては、市内26ヶ所を3週間に1回巡回する定期巡回に加え、市内保育園への巡回を3回、小学校への巡回を2回行いました。 障がい者サービスにつきましては、引き続き、デイジー図書の郵送貸出し、資料の送達やボランティアサークルによる対面朗読等を行いました。また、福祉施設へ図書館司書おすすめの本を配達するサービスも6年連続で実施しました。 ヤングアダルトサービスにつきましては、若い世代への読書推進の啓発活動として、市内の小学校、中学校、高等学校との交流事業を進めています。令和6年度からは、新たに男山第三中学校との交流が始まり、自動車文庫の巡回や図書館での本のPOPフェスを市内中学校三校合同で実施しました。本の紹介POP事業は小学校でも取り組みが始まり、市内小・中・高校生が作成したPOP約1,200枚の一斉展示を市役所本庁舎1階エントランスで行いました。 また、昨年に引き続き、男山第二中学校に司書が出向き家庭科の授業で絵本の読み聞かせ講座を実施いたしました。 子育て支援事業の一環として、マタニティスクールに年間6回、4ヶ月児検診に年間16回図書館司書が出向き「子どもと絵本のかかわり」についての話をしました。その他、子育て支援センターで「子どもと絵本」と題した講座を2回実施し、乳幼児期から保護者や大人と一緒に絵本に親しむことの大切さを伝えました。 これからも市民に親しんでいただける施設として、子育てや健康推進をはじめとする市民生活の支援、また若い世代の図書館利用促進につながる情報や資料の充実に努めてまいります。 2ページからの沿革につきましては、4ページ令和6年5月に八幡市民図書館がクーリングシェルターに指定され2階踊り場に椅子5席を設置しています。12月には、図書館シス



	テムを更新し、より使いやすいシステムとなりました。また、男山市民図書館の照明が LED になり、フロアが明るくなりました。3 月には、市役所 1 階エントランスにて小・中・高校生による本の紹介 P O P ー斉展示を開催し、市民の皆様から好評でした。 八幡、男山両館及び自動車文庫の個別の貸出状況等、詳細につきましては、5 ページ以降に掲載しております。
[教 育 長]	以上、簡単ではございますが、年報の報告とさせていただきます。
[狩 野 委 員]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。
	ありがとうございます。よく図書館を利用させていただいております。特に暑い時期の間は沢山の方がくつろぎながら読書を楽しんでいる姿も見ますので、大事なことだと思います。昨年から本の P O P でどんどん広がっているということで、ご報告の中にもございましたように、市役所のエントランスで本の P O P の展示をされていたときに沢山の方が見に来られていて、これも人の関心と呼ぶ大事なことだと思いますので、今後とも続けていただけたらと思います。 またコンピューターシステムが更新されまして、私自身、予約等で利用させていただいて、自分がこれだけ本を借りて読んだのだなと目に見える状態になったかなと思います。 市民図書館としてコンピューターシステムを更新したことで、どのような効果があったのか分かる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。
[大村課長補佐]	新しいシステムになり、利用されている方から言われるのは、ホームページの特に TOP ページがすごく見やすくなったとお伺いしております。以前にもまして本の特集コーナーを作成するのがより容易になりましたので、月ごとに特集コーナーのタイトルを変えて、その時々に合わせてお勧め本の紹介をしやすくなったので、そういった意味では色々な本を市民の方々に提供できる場が広がったと思っております。
[狩 野 委 員]	ありがとうございます。図書館職員の方はいつ行っても非常に親切ですね。質問にきちんと丁寧に答えてくださいます。役所の 1 つの窓口として、図書館職員の方々が一生懸命お仕事してくださっているなと感じます。
[教 育 長]	ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。
	ないようでありますので、これにて報告事項を終結いたします。
	3. 議 題（協議事項）
	次に、3. 議題に入らせていただきます。
	本日、案件はございませんが、委員の皆様からご意見・ご質問等、何かありますでしょうか。
[狩 野 委 員]	ありがとうございます。2 点ございます。
	まず、1 点目。先日、綴喜地方教育委員会連合会の総会がございまして、担当された皆様には八幡の良さをしっかりとアピール出来るようにして下さったと思いますし、川中教育長より余興も含めて八幡のアピールをしてくださって、本当にいい総会だったと思いました。八幡らしさの PR というのを感じて、携わって下さった皆様には感謝申し上げる次第です。 私が非常に共感したのは、川田市長が「人材希少社会」という言葉を使われて、そういう社会だからこそ教育の重要性をおっしゃられていました。本日、保育園にらせていただいた中でも外国籍のお子さんがどこの園にも沢山いらっしゃって、言葉の壁があると。それを苦労しながら何とか理解してもらえるように努力されていると。川田市長は外国人の方とコミニティをしっかりと作っていくことの大切さに触れられて、関心しながら聞かせていただいた次第です。乳幼児期から多文化共生の時代になっていますし、インクルーシブの保育を進めるという意味合いからも、色んな方がごく自然に結びついていくことの大切さを感じました。そこで学校教育課としては、どのようなことを今後、大事にしていこうとされているのかお聞かせいただきたいのが 1 点目です。 それにも通じるのですが、もう 1 点は 7 月 19 日の京都新聞の山城欄に載っていた記事ですが、ある小学校の終業式で校長先生が、今年度で戦後 80 年ということに触れられて、「沢山の命、沢山の大切なものが失われた、今の平和は努力して守り続けてくれたもの、戦争・



	平和について考えてみてほしい」とおっしゃったということで、学校教育の中で幼い時期から戦争について学び、平和教育をしっかりとしていく必要性を記事を読みながら感じた次第でございます。園訪問で寄せていただいた南ヶ丘の両園でも、年長組が人権交流センターに行き取り組みをしてきたということで。このように幼い頃から平和に関するもの、人権に関するものについて教育していく大切さを強く感じる次第でございます。教育要領等にも多文化共生についてと、人権について示されております。小学校以降、現在、平和、人権について八幡市としてどのような教育をされているのか教えていただきたいと思います。 多文化共生につきましては、子ども達は受け入れるのが非常に早いです。外国籍の子と子ども達が一緒に生活する中で、教員が心配していることを通り過ぎて、もう一歩先のところを行ってくれているなど感じております。教育委員会、学校としては、人材確保し、しっかりと学力をつけるというところは、日本語指導を含めて重視していきたいと思っておりますが、異なる文化を教員が教え込むのではなく、子ども達が互いに交流する中で、違いがないんだな。違いがあるけどその違いもいいよね。と関わり合いの中で感じてもらうことが大変貴重かなと考えておりますので、現在、特別な施策を実施している訳ではありませんが、子ども達と共に私達も勉強させてもらいながら、多文化共生が進むようにしていきたいと思っております。 平和教育、人権教育につきましては、平和学習ということで、広島の方に中学生各校2名が行ってきております。そして、その子達が全校生徒の前で発表する場を設け、平和について考える取り組みを行っています。また、事前に小学校に出向いて千羽鶴を折るという取り組みを小中一貫で行っております。そういった学習を通して、子ども達に平和について考えてもらっております。 人権教育につきましては、八幡市全体として大きな課題があると考えております。学校が中心となって行っておりますので、教育委員会から特定のテーマについて学習等の指導はしていませんが、多文化もそうですし、ジェンダーも大きな問題となっております。そのため、様々な差別について学習するように学校の方で考え、行っているところでございます。
[渡 邊 次 長]	他にご意見等はございませんか。
[教 育 長] [橋 本 委 員]	中々、このような問題について議論することは難しいことだと思います。しかし、世界が非常に大きく変わっていると。過去の価値観からは、かけ離れた国際情勢になっていると。このような今までとはここ数年で劇的に変化しているものを先生方がどのように捉え、子ども達に向かうかと。この辺りが非常に重要になってくると思います。
[教 育 長]	私が常々思いますのは、当たり前というものの自体をどう見直していくか。先生方や私達が考えてきたことを、当たり前という形で抑え込んでしまうと、それは違うと思います。多文化共生、平和、人権もそうですし、色々な価値観があると思いますが、そこをいかに乗り越えていくかということが大切だと思います。 先程、渡邊次長がおっしゃられましたけど、子ども達は受け入れるのが非常に早い。障がいを持っていたり、外国籍だったり様々なお子さんがいますが、子ども達は受け入れていて、いること自体が当たり前になっている。公立の学校の役目といいますか、今日の園訪問でも、障がいのある子も一緒に保育を進められている。外国籍の子も一緒に身近に居ること。このようなことが子ども達自身がこれから生きていく上で、大きな力になっていくのではないかと考えております。そのため、このような環境を整えるために教育委員会として、学校、園をどのように支援していくのか問われているのかなと考えております。
[橋 本 委 員]	手法としては、八幡市は多文化共生化しているので。今日も外国籍の方が多くおられました。しかも国も様々、文化も違うと。このようなことが増えていく環境に八幡市はおかれることが必然であると。そうしますと現場の中では、色々な対立や誤解など生まれてくると。このようなものに日々、先生方は立ち向かわなければならないと。先生方がこれが良い、悪いと決めるのではなく、渡邊次長がおっしゃったように子ども達が互いに交流する中で、折り合いをつけたところを見つけ出していくというような時間がかかる。手間暇がかかる。考



[教 育 長]	える。そういった手法というのが問われているのかと併せて感じております。
	ありがとうございます。
	他にご意見等はございませんか。
[佐 野 委 員]	綴喜地方教育委員会連合会の総会についてお世話になりました。沢山の学びの場になり、良かったと思っております。総会で石清水八幡宮について詳しく説明されており、非常に深く知れるいい機会になりました。せっかく国宝が身近にあるので、小学校、中学校の子ども達にもっと情報を提供していただきたいと思いました。特にエジソンに関して石清水八幡宮の方がおっしゃられていたのは、戦争中の相手国だけでもエジソンのお墓と記念碑がずっと残されていたと。平和学習ではないですけど、このようなことを八幡市に住んでいる子ども達はどれだけ知っているのかなという思いもありますので、そういったところをもう一回学校の方でも提供できないかなと思いました。唯一、神社に日本とアメリカの掲揚旗が立っているというのも初めて知りました。子どもの頃から当たり前に見ていたので何の疑問も思わなかったのですが、改めて言われると、確かに戦争していた国だったと痛切に感じました。こうした部分も含めて、小学校、中学校の子ども達に情報提供をしていただけたらと切に思いました。 それともう一点。私は他の施設でプールの指導に携わっているのですが、いつも小学校でプールの授業が始まった理由を子ども達に問いかけているんです。正解としましては、小学校の子ども達が船で転覆して溺れて、沢山の子が亡くなったことがきっかけで、日本で小学校教育の中でプールの授業が始まったと。やはり根本的には命の大切さ。そこの先生が、命が沢山失われたことを悲しく思って、命を守っていかなければならないというところから水泳授業が始まっていますので、それも併せて平和授業と一緒に伝えていってほしいと思います。
[教 育 長]	ありがとうございます。
	他にご意見等はございませんか。
[橋 本 委 員]	4年後にエジソン生誕 150 周年があります。これが全く話題になっていないと。150 周年を迎えるにあたって、教育的な意味でも何か実施してもいいのかと思っております。
[教 育 長]	ありがとうございます。
	他にご意見等はございませんか
	これにて、議題を終結いたします。
	4. その他
	次に、4. その他に入らせていただきます。
	本日の、「園・学校訪問について」、ご意見はございますでしょうか。
[狩 野 委 員]	ありがとうございます。本日、3 園に寄せていただいて、この暑い中ですが先生方が子ども達と共にプールに入って体力も精神力も必要で非常に大変だと思います。本当に園の先生方に感謝申し上げる次第でございます。子ども達が少しでもこの暑さを乗り越えられるようにと各園それぞれが工夫されていたと思います。 わかたけ保育園ですけれども、あちこちに幕が張られていて、先程も少しジェンダーの話もございましたけれども、世間でも今までに子どもの性にまつわるものについては、少し問題になってきたかとは思うんですけれども、すごくそこを守ろうとして工夫をされているなど、園を訪問させていただいてつくづく感じました。お着替えの時間等にわかたけ保育園は予備の部屋がないので、時間差を設けるなど配慮されていて評価しております。手作りで工夫されていることも多くありますので、何か先生方のご苦勞が減らせるような取り組みが出来たらと思っております。 また、今年度は環境を変化させることで子どもが少しずつ落ち着いた生活が送れるようになってきたとおっしゃっていました。3 園寄せていただくと、3 園がそれぞれ環境の工夫をされていると感じました。幼児期の教育は環境を通して行うもの。これは幼児教育要領等には全て記載されております。今まであった環境を当たり前ではなく、見直して工夫されている。特に南ヶ丘保育園が昨年に比べ、非常に変化していると感じました。子どもの成長に合わせ



	た環境を作っている。 また、園の方で伺った話で、小学校の校長先生と一緒に幼小の交流ではなく、保育・教育の中身を一緒になって考えるという流れが出来てきていると。本当に架け橋という意味では交流ではなく、お互いの教育の良さをそれぞれが取り入れて改善していくことが私自身、大切になってくると思っております。幼児期の教育と小学校の教育は非常に異なっていますので、どんどん互いの良さを知って改善していくように市を挙げて取り組んでいただけたら有難いと思いました。本当に先生方には頭が下がる思いです。ありがとうございます。 [佐野委員] 私も3園に寄せていただいて、3園とも様々な特徴があるなと感じました。園の案内を拝見して、様式が同じような構成で作られており、それぞれの園の特徴を見比べやすく、保護者にも違いが伝わりやすいかと思えます。来年度も続けていただけたらと思います。 わかたけ保育園、南ヶ丘保育園、南ヶ丘第二保育園の順に寄せていただいて、先生方の考え方が違うと1つ思ったのは、乳児の時差食ををされていると報告されたときに、私が初めて時差食について勉強した時は、その日の子どもの体調に応じて、今日は早く食べる、遅く食べると対応する認識でしたが、南ヶ丘第二保育園の園長先生からはそうではなく、Aグループ・Bグループというように分けて時差食ををしていると聞きました。時差食1つに関しても保育のやり方、先生の指導の仕方が違うと知りました。園の先生が自分の地域に合ったやり方で子ども達に向き合っていて有難いと思いました。 また、今年度、南ヶ丘第二保育園で障がいのお子さんを受け入れたという部分に対して、初めてのことも多く、試行錯誤しながら取り組まれていると報告を受けて、その子が家族ではない環境で社会を知っていくという部分を含めて、市の方でもサポートをしていただけたらと思いました。よろしく願いいたします。
[狩野委員]	すいません。もう1点。本日、関心させていただいたことがあります。南ヶ丘保育園に寄せていただいたときに、0歳児が4名いらっしゃるそうなんですけど、その子達それぞれに応じたミルク、哺乳瓶、乳首で対応していると聞いて驚きました。また、八幡の園は全園そうしていると。0歳の乳児がそれぞれミルクのメーカーが違うんですね。それを保護者が持参してこれを使用して下さい、と言っている訳ではなく、面談時に聞き取って、園の方がサービスとして提供していると。本当に八幡の乳児保育は凄いとつくづく思いました。それこそ令和の日本型学校教育では個別最適ということで、乳児期から一人一人に応じた保育を進めていらっしゃると思います。それが積み重なって小学校、中学校への教育に結び付いていくと思いますので、一人一人を大事にすると共に個別最適、協働的な学びを園から小・中学校に市教委として繋げていってもらえたらと思います。よろしく願いいたします。
[八頭司委員]	本当に暑い中、プールや水遊びなど一歩間違えれば命に関わることを先生方は毎日してくれて有難いと思います。 狩野委員がおっしゃられたように、ミルクは驚きました。それも含めて八幡市は本当に教育が進んでいると感じております。それも行政の方たちのサポートがあつてのことだと思います。本当に感謝申し上げます。
[橋本委員]	私も改めて八幡の教育の素晴らしさを感じた次第でございます。教育の深さ、真髄に触れた一日でした。 毎年、八幡の教育は進化しているんですね。今回、特に感じたのは佐野委員もおっしゃられたようにどの園の案内も中身が統一されているんです。これはどの園もばらばらではなく、同じような方向で全体として考えてますよと。でも、私の園の特徴はこれだと。このような構成の仕方は非常に素晴らしいと思います。統一性、組織性、カリキュラムということも含めて形になってきたと感じました。 狩野委員も環境についておっしゃられておりますけれども、絶えず変化に応じて周りの生活の場面を変えていると。本当に園に寄せていただく度に変わっています。特に子どもは環境によって支配されると。先生方のアプローチの仕方、声のかけ方などの根本的な心の触れ合いというのでしょうか。この部分のアプローチを今日は感じさせていただきました。 また、南ヶ丘並びに南ヶ丘第二保育園が新しく統一した形で中央小学校のグラウンドに建



[教 育 長] [高 橋 課 長] [教 育 長] [高 橋 課 長] [教 育 長]	設されるということで、環境の部分で、こういった建物を建てるのか。絶えず変化する柔軟な教育に対応出来るような施設を期待しております。 本日は非常に深い学びをさせていただきました。ありがとうございました。 ありがとうございます。 橋本委員がおっしゃられましたけど、乳児から大事にしている。保護者の思いを大事にしている。それが就学前教育から義務教育に八幡市は繋がってきていると思います。 また、南ヶ丘保育園と南ヶ丘第二保育園が統合して、新しい園舎が建設されますが、様々なことを考えて取り組まないと。50年前の園舎と現在の園舎は全然違いますし、逆に私達は50年後を見越したうえで、多様性、様々な環境の変化も含めて考えていかなければならないと。時代を取り入れるだけでなく、変化する保護者のニーズを取り入れて、しかし、ニーズだけを追うのではなく、教育としての本質を追っていくことが重要となってくると思います。これらを含めて今回、私自身深い学びをさせていただきました。ありがとうございました。 5. 配付資料 次に5. 配付資料について、事務局より説明願います。こども未来課。 6月議事録をお届けしております。 次に、「次回定例教育委員会の日程について」、事務局より説明願います。こども未来課。 次回の定例教育委員会は9月17日（水）午後3時から本庁会議室5-2で行います。学校訪問につきましては、10時から南山小学校、11時30分から八幡小学校となっております。以上です。 6. 閉 会 以上をもちまして、6月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。
--	---

就学前施設における紙おむつ等納入業務委託について

子育て支援課

事業概要

保育園等を利用する子どもが使用する紙おむつ等を各園に直接納入し、その費用を市が全額負担することにより、保護者の手間と経済的負担を軽減するとともに、保育士による個別管理や補充確認等の業務負担の軽減を図るもの。

導入前の様子



導入後のメリット

■保護者

- ・ 自宅で準備し、ボックスに補充する手間が解消
- ・ おむつ代にかかる経済的負担が軽減

■保育士

- ・ 園児一人ひとりの在庫管理が不要
- ・ 共通ボックスから必要枚数を使用

実施状況

- ・ 令和7年7月7日（月）に業者選定にかかるプロポーザルを実施（参加4社）
- ・ 選定結果：花王グループマーケティング株式会社を選定
- ・ 提案額：8,119,603 円（当初予算：10,000 千円）

選定業者の特徴

- ・ 自社製品を使用しており、災害時等の在庫確保に強み
- ・ 専用の発注システムにより、園ごとに簡便な発注が可能（メール不要）
- ・ 事前説明は園ごとに業者が実施（発注方法、納品スケジュール、駐車スペースの確認等）
- ・ おむつ1枚あたり単価が安価

■パンツタイプ1枚あたり単価

単位：円

	Sサイズ	Mサイズ	Lサイズ	B I Gサイズ
花王	16.94	20.20	23.87	27.64
他社	20.77～23.00	21.00～22.20	25.00～26.50	27.00～30.40

対象施設

認可保育所、認定こども園、幼稚園及び広域入所協定を締結する市外の認可保育所

今後の予定

令和7年9月（2学期）より運用開始予定

八幡市立小学校・中学校における通話録音装置の設置及び運用に関する取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、教職員の通話における応対品質の向上等業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、教育長が市立くすのき小学校、南山小学校、男山第二中学校、男山第三中学校に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）通話録音装置 電話機での通話を録音し、又は通話記録を記録する装置をいう。
- （2）通話記録 通話録音装置により録音された通話の音声並びに記録された通話の日時、時間、当事者の電話番号等の電磁的記録をいう。

（管理責任者等の設置）

第3条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各校の校長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理取扱者は、各校の教頭もしくは主幹教諭をもってこれに充てる。

（通話録音装置の設置等の公表）

第4条 教育長は、通話録音装置の設置、目的、運用方法等について、各校のホームページ等において公表する。

（個人情報の保護）

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月29日条例第2号）、八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則（令和5年9月14日教委規則第7号）を遵守し、通話録音装置の管理及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び管理取扱者は、通話記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（通話録音装置の使用）

第6条 通話録音装置は、電話機での通話の開始とともに自動で通話内容等の録音もしくは記録をするものとする。

(通話記録の保存及び廃棄)

第7条 通話記録の保存期間は、当該通話記録がされた時から14日間とする。ただし、法令に定めがあるとき、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があったとき、その他管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

2 通話記録は、記録された時の状態で保存しなければならない、加工してはならない。

3 第1項に規定する保存期間を経過した通話記録は、当該保存期間の経過後システムの規定により自動で、又は手動で消去するものとする。

4 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第1項ただし書に規定するとき、法第76条の規定による開示請求があったとき、又は管理責任者が通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 管理責任者は、通話録音を保存した電磁的記録媒体を破棄するとき、破砕その他の通話内容等を再現することができない方法により破棄するものとする。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的に利用し、又は教育長以外の者に提供してはならない。ただし、当該利用又は提供が法第69条第2項各号の規定に該当するとき、その他法令で定める事由に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により通話録音を第1条に規定する目的以外の目的に利用し、又は教育長以外の者に提供するときは、管理責任者は事前に教育長と協議しなければならない。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

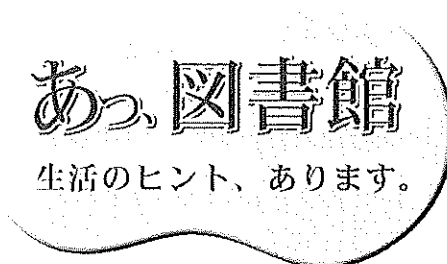
第10条 この要領に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年8月5日から施行する。

年 報

令和6年度（2024年度）



八幡市立
八幡市民図書館
男山市民図書館

はじめに

八幡市立図書館（八幡市民図書館・男山市民図書館・自動車文庫）は、市民の本棚として、赤ちゃんからお年寄りまで気軽に利用してもらえるよう、その運営に努めています。

令和6年度の年間貸出冊数は480,696冊で、市民一人あたり7.03冊の資料が貸出されました。また、利用者数は5,999人で、市民の8.8%の方が図書館の資料を利用されました。

自動車文庫の運行につきましては、市内26ヶ所を3週間に1回巡回する定期巡回に加え、市内保育園への巡回を3回、市内小学校への巡回を2回行いました。

障がい者サービスにつきましては、引き続き、デイジー図書の郵送貸出、資料の送達やボランティアサークルによる対面朗読等を行いました。また、福祉施設へ図書館司書おすすめの本を配達するサービスも6年連続で実施しました。

ヤングアダルトサービスにつきましては、若い世代への読書推進の啓発活動として、市内の小学校、中学校、高等学校との交流事業を進めています。

令和6年度からは新たに男山第三中学校との交流が始まり、自動車文庫の巡回や図書館での本のPOPフェスを市内中学校三校合同で実施しました。

本の紹介POP事業は小学校でも取り組みが始まり、市内小・中・高校生が作成したPOP約1,200枚の一斉展示を市役所本庁舎1階エントランスで行いました。

また、昨年に引き続き、男山第二中学校に司書が出向き家庭科の授業で「絵本の読み聞かせ講座」を実施いたしました。

子育て支援事業の一環として、マタニティスクールに年間6回、4ヶ月児検診に年間16回図書館司書が出向き、「子どもと絵本のかかわり」についての話をしました。

その他、子育て支援センターで「子どもと絵本」と題した講座を2回実施し、乳幼児期から保護者や大人と一緒に絵本に親しむことの大切さを伝えました。

これからも市民に親しんでいただける施設として、子育てや健康推進をはじめとする市民生活の支援、また若い世代の図書館利用促進につながる情報や資料の充実に努めてまいります。

— も く じ —

	ページ
沿 革	2
貸出 (月別／自動車文庫ステーション別)	5
ベストリーダー	8
貸出 (年度別)	9
リクエスト・相互協力	10
障がい者サービス・その他のサービス	11
所蔵資料	12
利用者数	13
各種指標	14
図書館協議会・予算・決算	15
テーマ展示コーナー	16
八幡市立図書館条例・規則	17

沿革

昭和51年11月 (1976)	大型バスを改造した移動図書館車「ふるさと」による巡回貸出開始。 事務所を男山八望の市コーナー内に設ける。
昭和55年 1月 (1980)	市の基本構想に定めた“緑豊かな文化の都市づくり”の施設として、図書館を建設するための図書館準備室を教育委員会事務局内に設ける。
12月	八幡市八幡菖蒲池の旧市役所庁舎跡に八幡市民図書館が新築落成。 12月25日に開館式を挙行、同日午後1時から業務開始。
昭和57年 4月 (1982)	朗読ボランティアによる対面朗読サービスを開始。
昭和58年 4月 (1983)	休館日を毎週木曜日から月曜日に変更し、コピー手数料を1枚50円から20円に値下げするなどの、図書館条例及び規則の一部を改正。
7月	自動車文庫「ふるさと」の改造。 (図書収容冊数を1,200冊から1,800冊に増加)
昭和60年 2月 (1985)	八幡市民図書館朗読ボランティア・サークル発足。
6月	レコード、カセットテープの貸出開始。 電話朗読サービス開始。
昭和61年 1月 (1986)	コンピュータをライブラリアンK-3 (日本メモレックス) からメルコム80 (三菱電機) に変更。
12月	CD (コンパクトディスク) の貸出開始。
昭和62年 3月 (1987)	自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。 新車は29人乗マイクロバス改造で、収容冊数は2,300冊となる。
平成 2年 3月 (1990)	参考図書室と事務室の改修工事を施工、成人図書室に隣接して参考図書室を設置。事務室を3階に移転。
平成 3年12月 (1991)	八幡市男山竹園に男山市民図書館 (現八幡市立生涯学習センター1階) 新築落成。 12月1日に開館式を挙行、同日午後1時から業務開始。 個人貸出の冊数制限を一人4冊2週間から12冊3週間とする。
平成 9年 4月 (1997)	八幡市駅前の観光案内所に、返却ポストを設置。
12月	コンピュータをパソコン (三菱電機) によるクライアント・サーバ方式に変更。利用者用蔵書検索端末を設置。
平成10年10月 (1998)	開館以来、八幡市立図書館の貸出総数が1,000万冊を達成。
11月	当市保健予防課主催のマタニティ・スクールに司書が参加し、「乳幼児と本」の講座を開始。
平成11年 3月 (1999)	八幡市立図書館条例及び規則の一部を改正。
4月	コピー手数料を1枚10円に値下げ。
7月	八幡・男山市民図書館の両館で、除籍雑誌のリサイクル市を開催。
平成13年 1月 (2001)	開館20周年記念式典を挙行。 自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。 (車両は、LPガス使用のデリバリータイプで、収容冊数1,000冊)
平成14年 1月 (2002)	京都府総合目録ネットワークに参加。
平成15年 1月 (2003)	八幡市立図書館のホームページを開設、インターネットによる蔵書検索が可能となる。

平成15年 6月 (2003)	橋本公民館内に返却ポストを設置。
平成16年 3月 (2004)	コンピュータ・システムを更新(5代目)、利用者用端末を増設。
6月	八幡市民図書館1階児童図書室に「教科書センター」を併設。 小・中学校検定済教科書の展示、貸出を実施。
10月	インターネットによる予約受付と、Eメールによる取置き連絡サービスを開始。
平成17年 1月 (2005)	図書館協議会より「市民図書館の管理運営のあり方について」の答申を受ける。
3月	「八幡市子どもの読書活動推進計画」を策定。
平成19年 3月 (2007)	京都府立図書館のインターネット取寄せサービスの窓口業務を開始。
4月	土曜日にあたる祝日を閉館とする。
平成20年 6月 (2008)	八幡市民図書館2階参考図書室に、イントラネット端末を2台設置し、インターネット情報検索機能を整備。
12月	男山第二中学校ブロック推薦図書目録『本っておもしろい読書ってたのしいーあの先生がすすめる1冊ー』小学生版、中学生版を発行、配布。
平成21年 7月 (2009)	コンピュータ・システムを更新。 京都府図書館総合目録ネットワークの横断検索稼動。
平成22年 3月 (2010)	八幡市立小中学校教員・市民図書館員・教育委員・教育長・市長による、推薦図書目録『みんなの本だな 小学生版』『みんなの本棚 中学生版』を作成、配布。
6月	朝日新聞オンライン記事データベース(聞蔵Ⅱビジュアル)の利用開始。 (八幡市民図書館内の市民用インターネットパソコンで提供。) 子育て支援コーナーを八幡市民図書館児童室に新設。 (マタニティと子育て関連図書を児童図書室に集約。)
平成23年 6月 (2011)	休館日を変更。 (八幡市民図書館は毎週金曜日を休館、男山市民図書館は毎週月曜日・祝日の翌日を休館。)
10月	子育て支援コーナーを男山市民図書館に新設。
平成24年 2月 (2012)	ヤングアダルトコーナーを八幡市民図書館児童室に設置。
4月	「八幡市子どもの読書活動推進計画(第二次)」を策定。
8月	美濃山コミュニティセンター内に返却ポストを設置。
平成25年 2月 (2013)	館外書庫(旧東小)運用開始。
12月	観光パンフレット等市内情報のコーナー設置。
平成26年 9月 (2014)	八幡市民図書館大規模改造工事实施(～27年3月)。
12月	コンピュータ・システムを更新。
平成27年 4月 (2015)	八幡市民図書館リニューアルオープン。
11月	京都府立京都八幡高等学校との交流開始。
平成28年12月 (2016)	男山市民図書館空調設備等改修工事实施及び休館。 (28年12月13日～29年2月28日)
平成30年 4月 (2018)	「八幡市子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定。
平成30年11月 (2018)	雑誌スポンサー制度導入(契約行為)。

令和元年 8月 (2019)	福祉施設への貸出しサービス開始（デリバリー方式）。
12月	コンピュータ・システムを更新（プライベートクラウド方式）。
令和2年 3月 (2020)	自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。 (図書収容冊数を1,000冊から1,100冊に増加)
令和3年 3月 (2021)	図書除菌機を八幡市民図書館、男山市民図書館に設置。
令和5年 3月 (2023)	大型絵本貸出サービス開始。
7月	八幡市立男山第二中学校との交流開始。
令和6年 1月 (2024)	八幡市立男山東中学校との交流開始。
4月	八幡市立男山第三中学校との交流開始。 八幡市立橋本小学校との交流開始。
5月	八幡市民図書館2階踊り場5席をクリーニングシュルターに指定。
12月	男山市民図書館照明をLED化。 コンピュータ・システムを更新（SaaS型）。 図書館ホームページを刷新し、見やすくわかりやすいページへ。
令和7年2・3月 (2025)	八幡市役所本庁舎1階エントランスにて、小・中・高校生による本の紹介POP一斉展示。

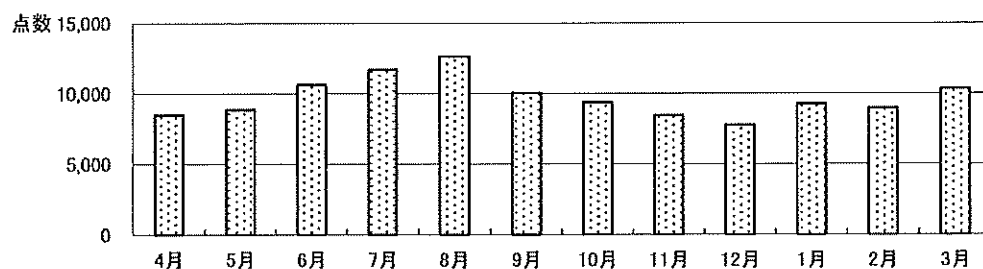
令和6年度 月別個人貸出点数（資料別・対象別）

（単位：冊）

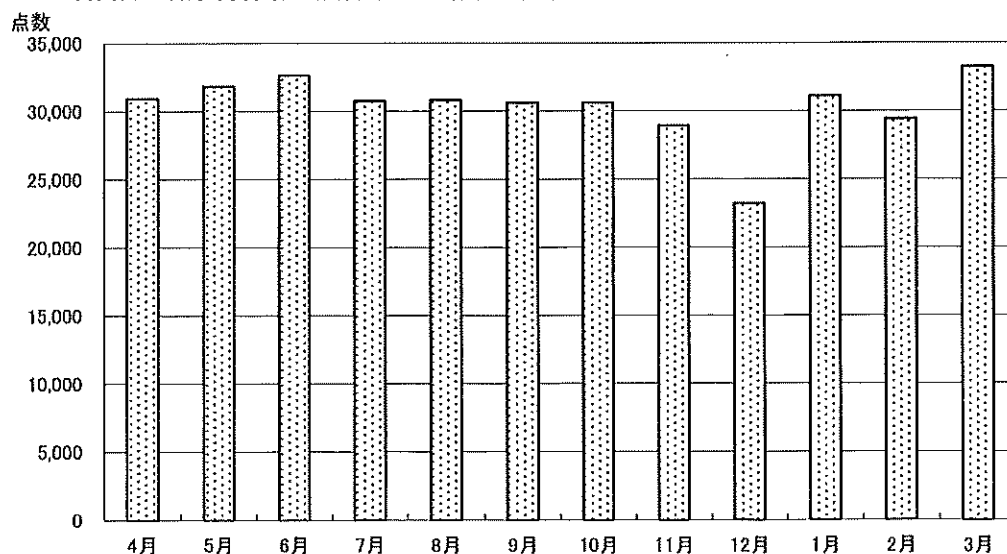
◆ 全館合計 ◆

月	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和6年 4月	8,497	28,686	51	37	1,818	340	39,429
5月	8,866	29,610	55	61	1,796	299	40,687
6月	10,638	30,409	44	59	1,881	246	43,277
7月	11,713	28,644	49	41	1,824	219	42,490
8月	12,619	28,809	53	55	1,675	221	43,432
9月	10,041	28,570	42	21	1,740	235	40,649
10月	9,357	28,573	52	29	1,731	237	39,979
11月	8,446	27,102	44	31	1,526	232	37,381
12月	7,774	21,636	33	58	1,313	195	31,009
令和7年 1月	9,269	29,143	51	53	1,658	205	40,379
2月	8,956	27,471	29	31	1,660	243	38,390
3月	10,351	31,103	29	47	1,775	289	43,594
合 計	116,527	339,756	532	523	20,397	2,961	480,696

▼ 全館 児童用資料貸出点数(図書・雑誌・紙芝居)



▼ 全館 成人用資料貸出点数(図書・雑誌・視聴覚)



◆ 八幡市民図書館 ◆

月 (開館日数)	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和6年 4月 (24)	3,930	12,896	38	27	834	81	17,806
5月 (24)	3,624	12,412	41	41	802	91	17,011
6月 (25)	4,807	13,555	31	52	872	71	19,388
7月 (25)	4,888	12,519	33	27	841	58	18,366
8月 (24)	6,074	12,437	40	43	815	73	19,482
9月 (23)	4,741	12,479	25	15	845	99	18,204
10月 (25)	3,864	12,080	36	21	761	76	16,838
11月 (22)	3,872	11,458	37	23	720	54	16,164
12月 (15)	3,851	10,188	30	36	667	34	14,806
令和7年 1月 (21)	4,440	13,366	44	36	846	63	18,795
2月 (21)	4,440	13,093	16	24	875	81	18,529
3月 (25)	4,887	15,153	24	34	955	82	21,135
合 計 (274)	53,418	151,636	395	379	9,833	863	216,524

◆ 男山市民図書館 ◆

月 (開館日数)	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和6年 4月 (24)	4,009	14,882	13	10	885	259	20,058
5月 (25)	4,567	16,421	13	20	895	208	22,124
6月 (25)	5,270	16,117	13	6	944	175	22,525
7月 (25)	5,940	15,000	16	12	866	161	21,995
8月 (26)	6,166	15,712	12	12	808	148	22,858
9月 (24)	4,629	15,263	16	6	830	136	20,880
10月 (26)	4,709	15,578	16	8	879	161	21,351
11月 (23)	3,903	14,666	7	8	718	178	19,480
12月 (15)	3,482	10,913	3	22	583	161	15,164
令和7年 1月 (22)	4,272	15,075	6	17	743	142	20,255
2月 (22)	3,913	13,564	12	7	704	162	18,362
3月 (24)	4,844	15,044	4	13	715	207	20,827
合 計 (281)	55,704	178,235	131	141	9,570	2,098	245,879

◆ 自動車文庫 ◆

月 (巡回回数)	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和6年 4月 (9)	558	908			99		1,565
5月 (8)	675	777	1		99		1,552
6月 (8)	561	737		1	65		1,364
7月 (10)	885	1,125		2	117		2,129
8月 (8)	379	660	1		52		1,092
9月 (8)	671	828	1		65		1,565
10月 (10)	784	915			91		1,790
11月 (8)	671	978			88		1,737
12月 (6)	441	535			63		1,039
令和7年 1月 (8)	557	702	1		69		1,329
2月 (8)	603	814	1		81		1,499
3月 (8)	620	906	1		105		1,632
合 計 (99)	7,405	9,885	6	3	994		18,293

自動車文庫ステーション別貸出冊数

ステーション名(巡回数)	資 料			計	1回当たり 貸出数 (前年度比)
	児 童	成 人	参考・郷土		
南ヶ丘児童センター (17)	161	62		223	13.1 (−0.7)
南ヶ丘保育園 (17)	87	1		88	5.2 (−13.5)
山 田 (17)	56	16		72	4.2 (−13.1)
長 町 北 (17)	46	36		82	4.8 (−4.4)
長 町 南 (15)	26	954	1	981	65.4 (+5.3)
樋 ノ 口 (15)		112		112	7.5 (−1.4)
橋 本 栗ヶ谷 (17)	48	177		225	13.2 (−8.6)
橋 本 塩 釜 (17)	66	792		858	50.5 (−9.6)
橋 本 西 山 本 (17)	26	30		56	3.3 (−0.3)
橋本あらかし公園 (17)	200	955	2	1,157	68.1 (−9.0)
川 口 (16)	72	426		498	31.1 (−5.2)
岩 田 岩 ノ 前 (17)	11	130		141	8.3 (+0.1)
岩 田 松 原 (15)	1	21		22	1.5 (−13.2)
上津屋里垣内 (17)	94	258		352	20.7 (−7.6)
下 奈 良 今 里 (16)	144	16		160	10.0 (+0.7)
内 里 (17)	3	75	1	79	4.6 (−0.3)
有 都 小 学 校 (16)	694	106		800	50.0 (−1.9)
美 濃 山 御 幸 (17)	19	415		434	25.5 (+10.4)
美 濃 山 幸 水 (17)	64	329		393	23.1 (−4.4)
男 山 笹 谷 (17)	229	371		600	35.3 (+12.2)
西 山 足 立 (17)	95	574		669	39.4 (+1.5)
美 濃 山 小 学 校 (16)	1,184	652		1,836	114.8 (−4.6)
ケアハウスポポロ (15)	4	201		205	13.7 (−1.5)
ファインカーテンスクエア (17)	1,994	2,499	5	4,498	264.6 (+26.7)
子育て支援センター (17)	1,223	952		2,175	127.9 (+6.3)
男 山 石 城 (17)	88	317		405	23.8 (−1.3)
臨時運行 (市内学校ほか) (17)	792	380		1,172	68.9 (+19.9)
合 計 (447)	7,427	10,857	9	18,293	40.9 (−0.8)

ベストリーダー

◆ 児童図書 貸出ベスト10 ◆

順位	書 名	著 者 名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	ぼくのトイレ	鈴木 のりたけ	エホン	17	230
2	ぼくのがっこう	鈴木 のりたけ	エホン	15	229
3	ぼくのねこ	鈴木 のりたけ	エホン	14	215
4	むしばいつかのおひっこし	にしもと やすこ	エホン	20	213
5	バムとケロのおかいもの	島田 ゆか	エホン	19	209
	ぼくのふとん	鈴木 のりたけ	エホン	19	209
7	ぼくのおふろ	鈴木 のりたけ	エホン	15	202
8	もりの100かいだてのいえ	いわい としお	エホン	15	182
	おしりをしりたい	鈴木 のりたけ	エホン	14	182
10	いちにちおばけ	ふくべ あきひろ	エホン	13	168

◆ 成人図書 貸出ベスト10 ◆

順位	書 名	著 者 名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	ブラック・ショーマンと覚醒する女たち	東野 圭吾	Ftカ	9	188
2	成瀬は信じた道をいく	宮島 未奈	Fシヤ	8	174
3	成瀬は天下を取りにいく	宮島 未奈	Fシヤ	8	164
4	クスノキの女神	東野 圭吾	Ftカ	8	161
5	あなたが誰かを殺した	東野 圭吾	Ftカ	9	158
6	スピノザの診察室	夏川 草介	Fナツ	7	143
7	風に立つ	柚月 裕子	Fユス	7	142
8	八月の御所グラウンド	万城目 学	Fマキ	8	139
9	魔女と過ごした七日間	東野 圭吾	Ftカ	8	132
10	あいにくあんたのためじゃない	柚木 麻子	Fユス	7	127
	汝、星のごとく	風良 ゆう	Fナキ	8	127

◆ 参考・郷土資料 貸出ベスト10 ◆

順位	書 名	著 者 名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	歴史たんけん八幡	鍛代 敏雄	216.2	17	20
2	大きな活字のコンサイス英和辞典	木原 研三	833.3	1	19
3	今がわかる 時代がわかる 日本地図 2024年版	成美堂出版編集部	291	1	10
	ワイドアトラス 日本地図帳	平凡社	291	2	10
	八幡市ゼンリン住宅地図 2021		291.6	2	10
	外国語新語辞典	山西 治男	813.7	2	10
	謎多き神 八幡様のすべて	田中 恆清	175.9	4	10
8	今がわかる 時代がわかる 世界地図 2024年版	成美堂出版編集部	290	1	9
	ランダムハウス英和大辞典	小学館ランダムハウス 英和大辞典第2版編集委員会	833	1	9
	タケ・ササ総図典	内村 悦三	657.9	2	9
	八幡市誌 第2巻	八幡市誌編纂委員協議会	216.2	12	9

最近10年間の 年度別 個人貸出点数（資料別・対象別）

（単位：冊）

◆ 全館合計 ◆

年度	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
27年度	136,277	416,281	799	730	30,014	8,387	592,488
28年度	118,917	369,796	744	695	27,907	6,879	524,938
29年度	118,560	380,019	671	668	26,647	6,535	533,100
30年度	113,130	376,049	510	607	24,823	5,800	520,919
元年度	108,525	363,546	419	482	23,719	6,588	503,279
2年度	92,331	328,615	490	433	22,930	4,898	449,697
3年度	115,472	355,741	551	481	24,225	5,232	501,702
4年度	111,029	346,800	449	572	22,320	4,924	486,094
5年度	123,125	348,738	498	549	21,876	3,765	498,551
6年度	116,527	339,756	532	523	20,397	2,961	480,696

◆ 八幡市民図書館 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
27年度 (279)	55,600	176,429	567	489	12,081	1,998	247,164
28年度 (283)	59,096	194,835	510	538	14,852	2,690	272,521
29年度 (284)	52,015	173,589	528	489	13,036	1,980	241,637
30年度 (283)	49,022	167,631	384	450	12,030	2,094	231,611
元年度 (267)	46,081	165,264	275	374	11,349	2,085	225,428
2年度 (260)	43,033	152,491	342	311	10,826	1,912	208,915
3年度 (280)	50,681	161,807	372	350	11,225	1,744	226,179
4年度 (278)	46,565	156,351	300	388	10,105	1,363	215,072
5年度 (284)	54,617	155,122	358	403	9,896	1,076	221,472
6年度 (274)	53,418	151,636	395	379	9,833	863	216,524

◆ 男山市民図書館 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
27年度 (288)	74,494	234,862	227	239	17,704	6,388	333,914
28年度 (231)	52,228	167,985	227	154	12,626	4,183	237,403
29年度 (286)	58,758	199,570	135	177	13,191	4,548	276,379
30年度 (288)	56,613	201,376	121	156	12,252	3,706	274,224
元年度 (276)	55,703	190,700	131	94	11,735	4,493	262,856
2年度 (263)	42,371	168,516	143	116	11,505	2,984	225,635
3年度 (281)	57,725	185,538	171	129	12,408	3,488	259,459
4年度 (280)	56,311	181,743	142	173	11,609	3,520	253,498
5年度 (283)	60,330	183,990	130	145	11,320	2,634	258,549
6年度 (281)	55,704	178,235	131	141	9,570	2,098	245,879

◆ 自動車文庫 ◆

年度(巡回日数)	図 書				雑 誌	視聴覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
27年度 (92)	6,183	4,990	5	2	229	1	11,410
28年度 (107)	7,593	6,976	7	3	429	6	15,014
29年度 (99)	7,787	6,860	8	2	420	7	15,084
30年度 (98)	7,495	7,042	5	1	541		15,084
元年度 (95)	6,741	7,582	13	14	635	10	14,995
2年度 (93)	6,927	7,608	5	6	599	2	15,147
3年度 (104)	7,066	8,396	8	2	592		16,064
4年度 (104)	8,153	8,706	7	11	606	41	17,524
5年度 (114)	8,178	9,626	10	1	660	55	18,530
6年度 (116)	7,405	9,885	6	3	994		18,293

リクエスト（予約）の受付・処理数 （単位：件）

全館 受付数	71, 029
▼八幡館 受付数	42, 686
カウンター	10, 066
館内検索PC	486
携帯	6, 614
Web	25, 520
▼男山館 受付数	28, 343
カウンター	9, 360
館内検索PC	953
携帯	7, 684
Web	10, 346

館\区分		貸 出				未貸出※	合 計
		所蔵	購入	他館借用	小計		
八幡館	児 童	1, 894	55	147	2, 096	120	2, 216
	成 人	17, 743	1, 767	903	20, 413	1, 074	21, 487
	視聴覚	37			37	2	39
	小 計	19, 674	1, 822	1, 050	22, 546	1, 196	23, 742
男山館	児 童	1, 447	32	277	1, 756	170	1, 926
	成 人	20, 465	1, 114	1, 029	22, 608	1, 654	24, 262
	視聴覚	49			49	4	53
	小 計	21, 961	1, 146	1, 306	24, 413	1, 828	26, 241
自動車 文庫	児 童	514	3	5	522	11	533
	成 人	2, 767	121	41	2, 929	88	3, 017
	視聴覚						
	小 計	3, 281	124	46	3, 451	99	3, 550
合 計		44, 916	3, 092	2, 402	50, 410	3, 123	53, 533

※ 未貸出は、取置き期限切れ・予約取消・予約者への連絡不可・資料入手不可を
集計したものです。

相互協力依頼件数

京 都 府 内			大 学 図 書 館			他 県		
相手図書館	借受	貸出	相手図書館	借受	貸出	相手図書館	借受	貸出
京都府立	513	63	京都先端科学大学	2		滋賀県	34	5
京都府立京都学・歴彩館	1		京都外国語大学付属	1	1	兵庫県	74	
京都市	383	1031	京都学園大学	13	5	和歌山県	10	
綾部市	41	224	京都橘大学	1	1	奈良県	12	
宇治市	71	368	京都教育大学附属	2		三重県	1	
亀岡市	80	171	京都女子大学	1	2	千葉県	2	1
京田辺市	29	66	花園大学	12	2	静岡県	2	
京丹後市	101	297	佛教大学	3	2	愛知県	1	
城陽市	58	109	京都ライトハウス			石川県		1
長岡京市	61	121	大 阪 府 内			広島県	1	
福知山市	78	79	大阪府立	15		岡山県	6	
舞鶴市	69	277	大阪市	11		島根県	2	
宮津市	39	101	枚方市	15		香川県		1
南丹市	62	248	茨木市	11		長崎県		1
向日市	52	87	門真市	7		佐賀県		1
木津川市	100	112	岸和田市	5				
井手町	46	12	堺市	9				
与謝野町	37	186	大東市	2				
宇治田原町	34	28	豊中市	7				
久御山町	57	36	吹田市	11				
精華町	73	91	高槻市	4				
大山崎町	27	94	八尾市	8				
和束町	7	29	河内長野市	3				
南山城村		8	羽曳野市	6		府内 計	2,088	4,103
笠置町		41	東大阪市	7		府外 計	275	10
京丹波町	32	161	松原市	2				
伊根町	2	50	箕面市	7		合 計	2,363	4,113

障がい者サービス

◆ 点字図書 貸出数	16 タイトル	16 人
点字雑誌 貸出数	103 タイトル	103 人
◆ 録音図書 貸出数	※CD (デイジー) 3 タイトル	3 人
録音雑誌 貸出数	CD (デイジー) 334 タイトル	334 人
※デイジー (DAISY) は、視覚障がい者への録音図書を製作するための国際標準規格です。 (メディアはCD-ROMを利用しています)		
◆ 対面朗読(朗読ボランティアサークル)	2 回	
◆ リクエスト図書の音訳(同上) CD (デイジー)	1 タイトル	1 人
◆ 郵送貸出	337 件	
◆ 送達貸出	188 件	
◆ 手話で楽しむ絵本読み聞かせ	12 回	
(八幡市ろうあ協会、八幡市難聴者協会、男山手話サークル、手話サークル八望、要約筆記ひびき)		

その他のサービス

レファレンス

	八幡	男山	合計
口頭	217 件	422 件	639 件
電話	0 件	0 件	0 件
文書	0 件	0 件	0 件
FAX	0 件	0 件	0 件
合計	217 件	422 件	639 件

団体貸出

八幡	218 件	3,224 冊
男山	72 件	536 冊
自動車文庫	102 件	1,538 冊
合計	392 件	5,298 冊

コピー・サービス

八幡	3,787 枚
男山	2,171 枚
合計	5,958 枚

市民用PC利用人数

八幡	304 人
男山	171 人
合計	475 人

見学・来館・実習

	幼稚園・ 保育園等	小学校	中学校 職場体験	高等学校	八幡支援 学校	大学 図書館実習	その他	大学コンソーシアム インターンシップ
八幡	6 件	3 件	0 件	1 件	0 件	0 件	28 件	0 件
男山	2 件	3 件	2 件	0 件	0 件	0 件	7 件	0 件

◆ マタニティスクール(「乳幼児と本」についての講座)	6 回	105 人
◆ 4ヶ月児健康診査(「子どもと本」についての講座)	16 回	337 人
◆ おはなしの出前	0 件	
◆ その他実施したサービス・講座等	6 回	

おはなし会

▼八幡市民図書館

日 時：毎週土曜日 午後2時30分～3時
担 当：当館児童図書室職員
内 容：絵本の読み聞かせ、紙芝居、
ストーリーテリング
開催数：42 回
参加のべ人数：118 人
みんなのおはなし会
開催数：1 回
参加のべ人数：16 人

▼男山市民図書館

毎月第2・3土曜日 午後2時30分～3時
当館職員
左に同じ
22 回
109 人
みんなのおはなし会
1 回
23 人

所 蔵 資 料

1. 図 書 全館 244,506 冊

(単位：冊)

分類 \ 館		八幡市立図書館			
		児 童	成 人	参 考	郷土・行政
0	総 記	463	4,688	944	114
1	哲学・宗教	485	5,564	206	131
2	歴史・地理	1,575	12,160	1,283	998
3	社会科学	1,326	21,534	677	915
4	自然科学	7,871	10,850	440	154
5	技術・工学	3,477	15,425	214	249
6	産 業	269	4,356	160	138
7	芸術・スポーツ	4,834	16,931	497	218
8	言 語	623	2,097	436	33
9	文 学	905	11,177	603	141
F	日本の小説	12,547	23,151		18
E	日本のエッセイ	8	4,937		126
N	外国の小説	8,644	2,380		
B	個人伝記	475	1,611	1	21
M	マンガ	8	1,743		
C	コミックエッセイ		151		
ブンコ	文 庫		32,920	3	16
えほん	絵 本	17,191			
紙芝居	紙芝居	909	14		
オガタ	大型絵本	59			
グイッ	大活字図書	4	1,838		
G	外国語の図書	484	86		
合 計		62,157	173,613	5,464	3,272

2. 視聴覚資料

レコード	596点
カセットテープ	278点
C D	2,005点(うち2点は児童用)
ビデオ・DVD	33点(うち1点は児童用)

八幡市民図書館

3. 雑 誌 132種 (うち15種寄贈)
4. 新 聞 15種 (うち2種寄贈)
5. 点字図書 35点

男山市民図書館

- 116種 (うち11種寄贈)
- 14種 (うち2種寄贈)
- 22点

地区別利用者数

地区名	人口	利用者数	利用率	利用率をグラフにしたもの
八幡	21,396	1,614	7.5%	
橋本	9,987	983	9.8%	
川口	2,567	242	9.4%	
岩田	514	26	5.1%	
野尻	97	6	6.2%	
上津屋	433	27	6.2%	
上奈良	153	12	7.8%	
下奈良	759	34	4.5%	
内里	849	55	6.5%	
戸津	575	41	7.1%	
美濃山	4,294	336	7.8%	
男山香呂	2,366	187	7.9%	
竹園	1,125	111	9.9%	
金振	1,657	198	11.9%	
松里	924	110	11.9%	
弓岡	2,070	190	9.2%	
吉井	1,361	138	10.1%	
石城	1,413	103	7.3%	
八望	1,616	115	7.1%	
泉	867	96	11.1%	
美桜	1,199	131	10.9%	
笹谷	1,638	113	6.9%	
長沢	1,520	133	8.8%	
指月	939	107	11.4%	
雄徳	1,083	110	10.2%	
西山足立	773	93	12.0%	
和気	510	53	10.4%	
丸尾	474	61	12.9%	
欽明台西	1,135	111	9.8%	
東	2,746	267	9.7%	
中央	1,306	127	9.7%	
市内計	68,346	5,930	8.7%	
市外		69		

各種指標

()内は令和5年度

A	人	口	68,346 人（令和7年3月31日現在）	（ 68,969人）				
B	利	用	者	数	5,999 人	（ 8,747人）		
C	職	員	数	16 人（うち司書13人）	16人（うち司書13人）			
D	貸	出	冊	数	480,696 冊	（ 498,551冊）		
E	蔵	書	冊	数	244,506 冊	（ 243,702冊）		
F	年	間	購	入	冊	数	11,614 冊	（ 12,445冊）
G	図	書	購	入	費	22,081 千円（令和6年度決算見込額）	（ 22,898千円）	
H	図	書	館	費	158,622 千円（令和6年度決算見込額）	（ 139,810千円）		

※利用者数とは有効登録者数のうち、昨年度に利用した人数のことです。

()内は令和5年度

1	利用率	$B/A \times 100 =$	8.8 % (12.7)
2	市民1人当たりの貸出冊数	$D/A =$	7.03 冊 (7.23)
3	利用者1人当たりの貸出冊数	$D/B =$	80.1 冊 (57.0)
4	市民1人当たりの蔵書冊数	$E/A =$	3.58 冊 (3.53)
5	市民1,000人当たりの年間購入冊数	$F/A \times 1000 =$	169.9 冊 (180.4)
6	市民1人当たりの図書購入費	$G/A =$	323.1 円 (332.0)
7	市民1人当たりの図書館費	$H/A =$	2,321 円 (2,027)
8	職員1人当たりの奉仕人口	$A/C =$	4,272 人 (4,311)
9	職員1人当たりの貸出冊数	$D/C =$	30,044 冊 (31,159)
10	蔵書回転率	$D/E =$	1.97 回 (2.05)
11	市民1人当たりのサービス効果 ※1	$\frac{\text{図書平均単価 } (G/F) \times D - H}{A} =$	11,051 円 (11,273)
12	貸出サービス指数 ※2	$\frac{\text{図書平均単価 } (G/F) \times D}{H} \times 100 =$	576.2 (656.1)

※1 サービス効果とは

図書館の貸出サービスを、図書館がなく、市民ひとりひとりがその図書を購入したと仮定して、金額に換算したもので、市民1人につき1年間に11,051円分の情報、知識あるいは楽しみが提供されたこととなります。

※2 貸出サービス指数について

指数100は投入費用と効果が同値で、これより大きい値ほど対費用効率が良いと考えられます。

図 書 館 協 議 会

第1回 令和6年10月8日(火)

図 書 館 協 議 会 委 員 名 簿

(令和7年3月31日現在)

社会 教育 団体	○奥村 加代子 朗読ボランティアサークル	学識 経験者	◎秋山 幸也 元橋本小学校校長
	齊藤 陽子 八幡おはなしの会	学校関係	小山 和幸 校長会
	山本 均 青少年育成補導委員会	市民公募	平井 菜穂 市民公募
	榊井 紀子 女性団体連絡協議会	社会教育 団体	米子 麻佑子 PTA連絡協議会

◎会長

○副会長

予算・決算

(単位:千円)

費 目	6年度決算見込額	7年度予算額
報 酬	41,080	44,817
給 料	28,085	29,577
職 員 手 当 等	25,013	26,740
共 済 費	12,185	13,263
旅 費	733	811
需 用 費 (うち資料費)	29,821 (22,801)	29,686 (23,528)
役 務 費	3,072	3,081
委 託 料	7,490	7,550
使用料及び賃借料	10,886	11,548
工 事 請 負 費	0	0
備 品 購 入 費 (うち図書等)	184 (0)	190 (100)
負担金補助及び交付金	66	62
公 課 費	7	25
図 書 館 運 営 費	158,622	167,350

テーマ展示コーナー(八幡市民図書館・男山市民図書館)

テーマに沿ってあつめた司書おすすめの本を、POP(紹介文)とともに展示しているコーナーです。
令和6年度は以下のテーマのほか、その時々のおすすめの本を展示しました。

期 間		テ ー マ	冊 数	備 考
令和6年	6・9月	『環境月間』	150冊	
令和7年	2月	『出版と報道』	300冊	
令和6・7年	11月～6月	『市内学校とのPOPフェス』	計975冊	男山第二中学校 男山第三中学校 男山東中学校 橋本小学校 京都八幡高等学校

令和6年度から新たに市内小・中・高校生成の本の紹介POPを一斉に展示する取り組みが始まりました。

令和6年度は八幡市役所本庁舎1階エントランスにて2月から3月にかけて開催されました。

令和7年	2～3月	『本の紹介POP展示』	約1,200枚	
------	------	-------------	---------	--

POP一斉展示の様子



POP一斉展示の感想(一部)

- ・子どもたち目線での本の面白さ、良さがとても分かりやすくかつ熱く伝わってきてひとつひとつ楽しく拝見させていただきました。今後も続けてほしい企画です！
- ・それぞれ工夫されていてとてもセンスが光るステキな作品が一杯！楽しかったです。また読書をしてみたいくなりました。
- ・とても興味深かったです。
読んでみたいと思った本が何冊もあったので図書館で探してみたいと思います。

○八幡市立図書館条例

昭和55年10月27日条例第30号

改正

昭和58年1月5日条例第3号
平成3年10月2日条例第16号
平成11年3月31日条例第9号
平成23年3月28日条例第9号
平成24年3月29日条例第7号
平成29年3月27日条例第2号

八幡市立図書館条例

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館の設置、管理並びに使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八幡市立八幡市民図書館	八幡市八幡菖蒲池12番地
八幡市立男山市民図書館	八幡市男山竹園2番地3

(事業)

第3条 図書館は、次の事業を行なう。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、広く市民の利用に供すること。
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、奨励すること。
- (3) 自動車文庫を運営すること。
- (4) その他図書館の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 図書館に委員10人以内で組織する図書館協議会を置く。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 八幡市立八幡市民図書館
 - ア 毎週の金曜日
 - イ 毎月の最終木曜日
 - ウ 12月29日から翌年の1月4日までの各日
 - エ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）のうち館長が定める日
- (2) 八幡市立男山市民図書館
 - ア 毎週の月曜日
 - イ 毎月の最終木曜日
 - ウ 12月28日から翌年の1月4日までの各日
 - エ 祝日法による休日のうち館長が定める日

2 館長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または臨時に休館することができる。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間(利用時間)は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの各日 午前10時から午後7時(当該各日が祝日法による休日のうち休館日でない日の場合は午後5時)まで
- (2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、火曜日から金曜日までの各日に係る八幡市立八幡市民図書館の児童図書室の利用については、午前10時から午後6時までとする。
- 3 館長が特に必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間または利用時間を変更することができる。

(図書館資料の複写手数料)

第8条 図書館資料の複写に係る手数料は、1枚20円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

(利用者の責務)

第9条 図書館の利用者は、条例、規則等の規定を遵守するとともに、館長の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第10条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、その入館を断わり、又は退館させることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけるおそれのあるとき、又は迷惑をかけたとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品や動物を所持し、帯同しているとき。
- (3) その他図書館の管理上支障となる行為のあつたとき。

(損害賠償)

第11条 図書館の利用者は、図書館資料及び図書館施設を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める
(八幡市移動図書館の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 八幡市移動図書館の設置及び管理に関する条例(昭和51年八幡市条例第18号)は、廃止する。
(八幡市手数料条例の一部改正)
- 3 八幡市手数料条例(昭和32年八幡市条例第8号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 図書館資料の謄写手数料 1件につき 50円

附 則(昭和58年1月5日条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成3年10月2日条例第16号)

この条例は、平成3年12月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第9号)

この条例は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第7号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に図書館協議会委員に任命されている者は、この条例による改正後の八幡市立図書館条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

附 則(平成29年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

改正

昭和58年3月25日教委規則第2号
平成元年1月8日教委規則第2号
平成3年3月25日教委規則第9号
平成3年11月21日教委規則第11号
平成5年3月25日教委規則第3号
平成10年2月2日教委規則第1号
平成11年3月31日教委規則第3号
平成15年9月10日教委規則第10号
平成23年3月26日教委規則第6号
平成24年9月5日教委規則第3号
令和元年10月29日教委規則第4号

八幡市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡市立図書館条例（昭和55年八幡市条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館の職)

第2条 図書館に条例第4条に規定する職員のほか、必要があるときは、主幹、館長補佐、主査又は主任を置くことができる。

(職務)

第2条の2 館長は、館務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 主幹は、館長の命を受けて特に定めた事務をつかさどる。

3 館長補佐は、上司の命を受けて担当の事務を処理するとともに館長を補佐し、館長に事故あるときは、これを代理する。

4 主査、主任、主事、司書、その他の職員は、上司の命を受け図書館の事務をつかさどる。

(館内利用)

第3条 館内で図書館資料を利用しようとする者は、係員の指示に従うとともに、所定の場所で利用しなければならない。

(個人の館外利用)

第4条 個人が、館外で図書館資料を利用しようとするときは、あらかじめ個人館外利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用券は次の各号の一に該当する者に対し、本人の申請により審査のうえ、適当と認める場合にこれを交付する。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 本市内に所在する学校、官公署、会社等に在学又は在職する者

(3) その他館長が特に認める者

3 前項の申請は、居住又は通勤通学を証明するものを添えて個人館外利用申込書により行わなければならない。

4 利用券は、利用の都度これを提示しなければならない。

(利用券の紛失等)

第5条 利用券の交付を受けた者は、当該利用券を紛失したとき、又は個人館外利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに館長に届け出なければならない。

2 利用券が、当該利用券の交付を受けた者以外によつて使用され、損害が生じた場合、その責は当該利用券の交付を受けた者に帰するものとする。

(個人の館外利用冊数等)

第6条 館外で同時に利用できる図書館資料の冊数は、24冊を上限とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、当該冊数を別に指定することができる。

2 図書館資料を館外で利用できる期間（以下「貸出期間」という。）は、3週間とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、当該期間を別に指定することができる。

(館外利用の停止)

第7条 館長は、図書館資料を返却期日までに返却しなかつた者に対し、一定期間、図書館資料の館外利用を停止することができる。

(貸出期間後の利用)

第8条 図書館資料を貸出期間後、引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。この場合、当該図書館資料を引き続いて利用できる期間は、返却期日から3週間以内とする。

(団体等の館外利用)

第9条 第4条第2項第2号に規定する団体等及び社会教育関係団体（以下「団体等」という。）が館外で図書館資料を利用しようとするときは、あらかじめ団体等館外利用券の交付を受けなければならない。

2 団体等館外利用券は、団体等の代表者の申請に基づき、館長が適当と認める場合に交付する。

3 前項の申請は、団体等館外利用申込書に当該団体等の所在が確認できる書類を添付して行わなければならない。

4 団体等館外利用券は、利用の都度提示しなければならない。

(団体等館外利用券の紛失)

第10条 団体等の責任者は、団体等館外利用券を紛失したとき、又は団体等館外利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(団体等の館外利用冊数等)

第11条 団体等が館外で利用できる図書館資料は、200冊を限度とし、その団体等の利用構成員の2倍の冊数とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、200冊又はその団体等の利用構成員の2倍の冊数を超えた冊数とすることができる。

2 団体等が館外で利用できる貸出期間は2カ月以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

3 団体等が館外で利用する図書館資料については、その団体等の代表者が責を負うものとする。

4 館長は、団体等館外利用券を交付している団体等に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

(団体等の館外利用の制限)

第12条 館長が特に必要と認めるときは、団体等が館外で利用することができる図書館資料について制限することができる。

(自動車文庫)

第13条 自動車文庫は、市内を巡回して、図書館資料の自動車文庫外での利用に供すること（次条において「貸出」という。）その他必要な事業を行う。

(自動車文庫の巡回日時等)

第14条 自動車文庫の駐車場及び巡回日時は、館長が指定する。

2 自動車文庫の図書館資料の貸出期間は、図書館資料の貸出を受けた場所を基準として、当該図書館資料の貸出を受けた日から次の巡回日までとする。ただし、災害等のやむを得ない事情により自動車文庫の巡回が不可能となつたときは、当該巡回日に最も近い巡回日までとする。

3 第4条から第8条まで（第6条第2項を除く。）の規定は、自動車文庫について準用する。

(対面朗読)

第15条 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者は、図書館において、対面朗読を受けることができる。

2 対面朗読を受けようとする者は、利用の登録を行うとともに、あらかじめ希望する日時等を館長に申し出なければならない。

(肢体不自由者等への貸出等)

第16条 館長は、肢体が不自由であること等の理由によつて図書館の利用が困難な市民に対し、その代理人をして当該市民の館外での図書館資料の利用に供すること（自動車文庫を含む。以下「代理人への貸出」という。）ができる。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、代理人を選ぶことが困難な市民に対し、その者の希望に応じ自宅又は市内の指定された場所（以下「自宅等」という。）に図書館資料を送達することができる。

第17条 前条の規定により代理人への貸出又は自宅等への送達を受けようとする者は、電話、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する民間業者によ

る信書便（以下「郵便等」という。）又は代理人によつてあらかじめ申し出て、登録しておかなければならない。

2 前項の登録は、代理人貸出・送達貸出申込書による。

3 館長は、前条の登録申請があつた場合は、これを審査し、代理人への貸出及び自宅等への送達することに決定したときは、代理人・送達貸出登録証を本人に交付し、代理人への貸出及び自宅等への送達をしないことを決定したときは、通知書によりその旨を本人に通知するものとする。

4 図書館資料の送達を受けようとするときは、電話、郵便等又は代理人によつてその都度利用の申込みをしなければならない。

5 図書館資料の貸出期間は、1ヶ月とする。

6 第4条から第8条（第4条第3項及び第6条第2項を除く。）までの規定は、代理人への貸出及び自宅等への送達について準用する。

（館外利用の制限）

第18条 次の各号に掲げる資料は、館外での利用を制限することができる。

- (1) 貴重資料
 - (2) 郷土資料
 - (3) 事典、辞書、年鑑、ハンドブックその他これらに類する資料
 - (4) その他館長が指定する資料
- （利用券の発行の差止め等）

第19条 館長は、次の各号の一に該当する者に対し当該利用券及び団体等館外利用券を差止め、又は一定期間資料の貸出を停止することができる。

- (1) 利用申込書に虚偽の事項を記入した者
- (2) 利用券を貸与し、又は譲渡した者
- (3) 返却期限内に図書館資料を返納しない者
- (4) 図書館資料を損傷した者

2 前項に規定する利用券及び団体等館外利用券の差止めを受けたものは、当該利用券を館長に返却しなければならない。

（利用期間中における図書館資料の返納）

第20条 館長が必要と認める場合には、貸出期間（第14条第2項に規定する貸出期間を含む。）中でも図書館資料を返却させることができる。

（集会室使用の許可）

第21条 集会室を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

（集会室使用の不許可）

第22条 館長は、集会室の使用について次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 図書館事業と目的を異にするとき。
- (2) 風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

（集会室使用の許可取消等）

第23条 館長は、集会室の使用について次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例及びこの規則に違反しているとき。
- (2) 使用目的以外に使用しているとき。
- (3) 災害その他の事故により集会室の使用ができないとき。
- (4) 館長が図書館運営上、特に必要があると認めるとき。

（複写手数料等）

第24条 条例第8条に規定する複写手数料は、1枚10円とする。

2 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書に前項に規定する複写手数料を添えて館長に申し込まなければならない。

3 館長は、前項の申込みを不適当と認めるときは当該申込みに応じないものとする。

4 図書館資料の複写に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の責任は、当該複写を依頼した者が負うものとする。

(資料の寄贈)

第25条 図書館資料の寄贈を受けたときは、他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

(図書館協議会)

第26条 条例第5条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館事業について館長に対して意見を述べる機関とする。

(協議会の役員)

第27条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出し、その任期は委員の任期による。

3 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第28条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席して、これを開くことができる。

(協議会委員の解任)

第29条 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、任期中においても委員を解任することができる。

(協議会の庶務)

第30条 協議会の庶務は、八幡市立八幡市民図書館において処理する。

(委任)

第31条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和55年12月25日から施行する。

2 昭和55年度中に発行する個人館外利用券・団体館外利用券及び代理人・送達貸出登録証の有効期限については、第3条第5項（第13条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。）または第8条第5項の規定にかかわらず、これを昭和57年3月31日までとする。

附 則（昭和58年3月25日教委規則第2号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年1月8日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月25日教委規則第9号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月21日教委規則第11号）

この規則は、平成3年12月1日から施行する。ただし、改正前の別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第6号の規定は、当分の間、その効力を有する。

附 則（平成5年3月25日教委規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教委規則第3号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に有する改正前の規則による様式は、当分の間これを使用することができるものとする。

附 則（平成15年9月10日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月26日教委規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月5日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月29日教委規則第4号）

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

年 報

令和6年度

(令和7年 7月発行)

八幡市民図書館 〒614-8082

京都府八幡市八幡菖蒲池12番地
TEL 075-982-7322 FAX 075-981-8530
<https://yawata-lib.jp>

男山市民図書館 〒614-8376

京都府八幡市男山竹園2番地3
TEL 075-982-4123 FAX 075-982-3325

この「年報」は、再生紙を使用しています。